

函館市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項および第5項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年5月13日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

1 定期監査

対象部局 総務部，観光部，都市建設部，病院局

2 随時監査（工事監査）

対象工事 上新川堀川1号配水管布設工事（1工区）

監 査 報 告 書

令和 8 年 (2026 年) 5 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	1
1	定期監査	
	(1)総務部	2
	(2)観光部	5
	(3)都市建設部	8
	(4)病院局	11
2	随時監査（工事監査）	
	上新川堀川1号配水管布設工事（1工区）	13

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
総務部	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	令和7年10月27日から 令和8年3月25日まで
観光部	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	令和7年10月27日から 令和8年3月25日まで
都市建設部	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	令和7年10月27日から 令和8年3月25日まで
病院局	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	令和7年10月27日から 令和8年3月25日まで

2 随時監査（工事監査）

対象工事	監査の実施期間
上新川堀川1号配水管布設工事（1工区）	令和7年11月26日から 令和8年2月26日まで

※ 所管部局：企業局

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおりである。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

総務部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年（2026年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 庶務的事務

職員の勤務時間の管理において、職員の勤務時間に関する条例（平成3年条例第3号）第2条第8項の規定による勤務を要しない日の振替え（以下「割振り変更」という。）については、職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年規則第30号）第4条第5項に「任命権者は、勤務を要しない日の振替えまたは半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。」と規定されており、勤務を要しない日（週休日）と勤務日の振替等に関する取扱い（令和2年6月策定）では、勤務を要しない日の振替・半日勤務時間の割振り変更命令簿へ記載することで行うとされているところ、新たな勤務を要しない日の振替えを割振り変更命令簿に記載していなかったほか、週休日の振替えを事前に決定・通知することなく実施していた事例が見受けられた。

また、振替えに係る割増賃金においては、職員の勤務時間に関する条例（平成3年条例第3号）第16条第3項の規定により、振替え後の週の割り振られた勤務時間が週の割り振られた正規の勤務時間（38時間45分）を超えることになる場合、超えた時間数について、100分の25の割増賃金（時間外勤務手当）の支払いが必要とされているところ、割増賃金の計上誤りにより時間外勤務手当の過大支給が生じていた。

令和6年度および令和7年度の定期監査の結果、総務部を含む

1 1 部局において、上記の誤りのほか、1 日および半日以上以外の不当な単位の振替えをしていたもの、振替え勤務後の時間外勤務手当の支給割合を誤っていたもの、本来振替えができない休日に対し割振り変更を行っているもの等、取扱いの誤りや時間外勤務手当の誤支給が生じていた。

これは、割振り変更において、振替えが可能な要件を理解すること、新たに設定する週休日を事前に決定し通知すること、振替え後の週の勤務時間を再計算することなど、勤務時間および給与の制度が複雑であり、振替えによる手続きが庶務担当課においても十分に理解されていないことが原因であると思料される。

制度を所管する総務部においては、正確性を高めるための職員向け説明会の実施やマニュアルの工夫など、制度理解の向上に向けた実効性のある取組を行うことはもとより、デジタル技術を活用したDXの推進による割振り変更事務の適正化・省力化を図る仕組みづくりなども検討されたい。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

観光部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年（2026年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(3) 支出事務（観光案内所管理運営費）

- ア 違法、不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

指定管理者制度を導入している函館市旧イギリス領事館（開港記念館）において、当該施設は利用料金制を導入し、利用料金収入や自主事業による利益の増により、管理経費を上回る収入が発生した場合の利益の還元方法について、指定管理者の公募要件において提案を求め、その基本的な考え方や還元時期等の詳細を協定に定めることとしていたが、指定管理者指定後の協定にこれを定めていなかった。

また、モニタリングに当たっては、指定管理者による管理運営が、協定書や業務処理要領などに沿って適切に履行されているかを継続的に確認・評価し、必要に応じ改善に向けた指示や是正等を行う必要があるが、提出された事業収支状況において、管理業務と自主事業の区分経理が適切に行われていないことから、観光部では、事業区分ごとの決算額を把握できておらず、利益の還元についても確認・評価できない状態であったほか、業務処理要領で提出が定められている収支計画書が提出されていないなど、公の施設の設置者として必要な確認を行っていなかった。

これらのことは、指定管理者制度への理解が不十分であることに加え、管理業務と自主事業の性質の違いおよび区分経理に対する認識が不足していたことが原因であると思料されるが、協定書に定めるべき重要事項が未記載であったことから、速やかに協定書に定めることはもとより、提出資料の内容を精査し、利益や事業区分ごとの決算額を確定させるとともに、指定管理者制度にお

けるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価，指導，指示などを所管部局において确实かつ的確に行うよう徹底し，適切な施設管理に努め，その責任と役割を果たされたい。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

都市建設部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年（2026年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

住宅管理費で予算執行している港2丁目団地集会所ほか6施設の運営業務委託において、業務処理要領では、月2回程度、床面洗浄やガラス・サッシの清掃等を行う特別清掃を実施することと定められているが、受託者から提出された業務日報を確認したところ、規定された回数より著しく少ない実施状況が見受けられたほか、施設によっては一度も特別清掃が行われていなかった。また、都市建設部においては、委託業務の履行確認が適切に行われていなかった。

このことは、受託者から提出された業務日報の確認が形骸化していたことが原因の一つであると思料されるが、業務処理要領は業務の適正な履行を担保する契約の一部を構成する文書であり、その内容どおりに業務が実施されない場合、委託料の適正性が確保できないおそれがあることから、適正な契約事務の執行を確保するため、特別清掃の実施状況の確認はもとより、実効性のある履行確認の手法を検討するなど、改善を図られたい。

(2) 意見

ア 予算の執行

本市は、都市公園法に基づく設置管理許可制度により、元町公園内に所在する旧北海道庁函館支庁庁舎における公園施設の設置を、株式会社はこだて西部まちづく R e - D e s i g n（以下「まちづくり会社」という。）に許可しており、まちづくり会社

はイベントの開催や軽飲食店および売店の運営を行っている。また、当該許可に基づく使用料は、函館市都市公園条例第10条の規定により、1㎡あたり月額30円として、使用面積237.04㎡に対し年間85,334円を徴収している。

使用料は、施設の維持管理費に充てることや受益者負担の適正性といった観点から、適切に定める必要があるが、現行の使用料は昭和62年以降、約40年間改定されていない。

当該施設の使用料を他都市の条例に基づき試算すると、札幌市は1㎡あたり月額280円で年間約80万円、青森市は1㎡あたり月額440円で年間約120万円となる。また、旭川市では使用料を「旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」に基づいて算定しており、試算した結果は年間約60万円となることから、現行の年間85,334円の使用料は低い水準にあると言える。

都市建設部においても、使用料の見直しを検討するとのことであるが、本市の財政状況が厳しさを増し、事業の見直しをはじめとする行財政改革に取り組んでいることも踏まえ、適正な受益者負担と使用料収入の確保の観点から、公園の立地条件、利用状況、既存建物の価値等を考慮したうえで、定期的な検証と見直しを行うなど、公園使用料の適正化に努められたい。

また、飲食店等の公園施設の収益を公園の整備等に充てることのできる公募設置管理制度（Park-PFI）の導入などによる財産の有効活用についても検討されたい。

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

病院局

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年（2026年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（3 T磁気共鳴断層撮影装置 1 式購入契約，シネアングロ装置 1 式購入契約および採血準備システム 1 式購入契約）

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和7年度（2025年度）随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 上新川堀川1号配水管布設工事（1工区）
- (2) 工事担当部局 企業局
- (3) 予算主管部局 企業局
- (4) 契約担当部局 企業局

2 監査の期間

令和7年（2025年）11月26日から令和8年（2026年）2月26日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現場調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、令和7年11月26日・27日に実施した。

なお、上記対象工事の各段階における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 仕様書、図面および設計内訳書の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

- ア 歩掛および単価は適正か。
- イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

- ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書等関係書類および帳簿は確実に整備されているか。

ウ 契約書どおり履行されているか。

(4) 施工

ア 工事施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。

ウ 工程管理および品質管理は適切に行われているか。

4 工事の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工事場所 | 函館市堀川町7番から上新川町1番 |
| (2) 工事内容 | 水道用ダクタイル鑄鉄管布設工
口径600mmPN管 挿入管延長238m
口径600mmNS管 布設延長56m
仕切弁口径600mm 1基
推進工 泥水式推進工法
口径800mmHP管(さや管) 推進延長237m |
| (3) 請負金額(税込) | 301,400,000円 |
| (4) 請負者 | 岩田地崎建設・森川組上新川堀川1号配水管布設工事(1工区)共同企業体 |
| (5) 工期 | 令和7年(2025年)7月8日から令和8年(2026年)3月19日まで |

5 監査の結果

監査の対象とした工事は、監査した限りにおいて、適正に執行されていた。